同条第二十二号中「独立行政法人国立大学財務・経営センター法」を「大学評価・学位授与機構法改正法附則第七条の規定によりなおその効力を有することとされる大学評価・学位授与機構法改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法」に、「独立行政法人国立大学財務・経営センターの」を「大学評価・学位授与機構法改正法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「旧国立大学財務・経営センター」という。）の」に改める。

第九条の二に次の一号を加える。

百七十九　旧独立行政法人大学評価・学位授与機構法第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構及び旧国立大学財務・経営センター

第九条の四に次の一号を加える。

百二十五　旧独立行政法人大学評価・学位授与機構法第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構及び旧国立大学財務・経営センター

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十九条」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第二十二条」に改める。

第三条第一項第五号中「、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を削り、「理事長」の下に「とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長」を加える。

第九条第二項中「、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を削り、「理事長」の下に「とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長」を加え、同条第四項中「、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は」を「若しくは」に改め、「理事長」の下に「又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」を加え、「又は独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第十六条第一項中「、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を削り、「ついては、」を「ついては」に、「機関」を「機関、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長の事務については独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機関」に改め、同条第二項中「、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は」を「若しくは」に改め、「理事長」の下に「又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」を加え、「又は独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を削り、「独立行政法人造幣局」の下に「、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」を加え、「、独立行政法人大学評価・学位授与機構」を削る。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

七　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第一号

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第六条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

（著作権法施行令の一部改正）

第七条　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第十四号を次のように改める。

十四　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

別表第十五号を削る。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第八条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四十号を次のように改める。

四十　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

別表中第四十一号を削り、第四十二号を第四十一号とする。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第九条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に改め、「、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十条第一項」を削る。

別表第一独立行政法人大学評価・学位授与機構の項を次のように改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十八条第一項	文部科学省令	同条第二項	一般会計

別表第一独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削る。

（文部科学省組織令の一部改正）

第十条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十八号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改め、同項第三十九号及び第四十号中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第六条第一項第二十八号及び第二十条第五号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。